

受付番号票貼付欄

## 一般財団法人設立登記申請書

フリガナ

1. 名称

1. 主たる事務所

1. 登記の事由 令和 年 月 日設立の手續終了

1. 登記すべき事項 別紙のとおり  
(※別紙は3ページ参照。)

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類 (以下の添付書面は一例です。)

定款	1 通
財産の抛出の履行があったことを証する書面	1 通
設立者全員の決議書	1 通
設立時理事、設立時監事及び設立時評議員の就任承諾書	通
設立時理事、設立時監事及び設立時評議員の本人確認証明書	通
設立時代表理事の選定に関する書面	1 通
設立時代表理事の就任承諾書	通
設立時代表理事の印鑑証明書	通
委任状	1 通

上記のとおり、登記の申請をします。

令和 年 月 日

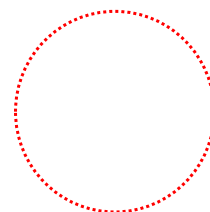
申請人 (主たる事務所)  
(名称)

代表理事 (住所)  
(氏名)

連絡先の電話番号

法務局 支局 御中  
出張所

登記所届出印↓



収入印紙貼付台紙

収 入  
印 紙



## 別紙

(一例です。会社の実情にあわせて作成してください。)

(※別紙を使用せず、登記すべき事項を直接申請書に記載することも可能です。)

「名称」一般財団法人〇〇会

「主たる事務所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「法人の公告方法」官報に掲載してする。

「目的等」

目的

当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

「役員に関する事項」

「資格」評議員

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」評議員

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」評議員

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」監事

「氏名」〇〇〇〇

「従たる事務所番号」1

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」2

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」3

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「登記記録に関する事項」設立

## 定款の記載例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

### 一般財団法人〇〇会定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人〇〇会と称する。

(注) 名称及び主たる事務所が同一の法人が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような法人の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、設立時社員の議決権の過半数により、「〇丁目〇番〇号」まで含む主たる事務所の所在場所を決定しなければなりません。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

#### 第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名	住所	財産	価額
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	絵画	〇〇〇万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員

会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
  - 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
  - 二 過去に前号に規定する者となつたことがないこと。
  - 三 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）でないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - 一 当該候補者の経歴
  - 二 当該候補者を候補者とした理由
  - 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - 四 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - 三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員に対して、1日当たり〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、〇月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員（役員の設定）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 ○○名以上○○名以内

二 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名（○名）を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職  
(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(注) 一般財団法人の定款記載事項のうち、目的並びに評議員の選任及び解任の方法については、設立者が評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めがない限り、裁判所の許可を得ないで変更することはできません。

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第9章 公告の方法

第34条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附 則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は設立者の決議によって選任する。
- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

設立者	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇〇〇	印

(注) 公証人の認証を受ける必要があります。

## 財産の拠出の履行があったことを証する書面の例

(注) 設立時代表理事の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面の例です。

### 証明書

当法人の財産として、下記のとおり拠出があったことを証明します。

### 記

拠出を受けた金額 金〇〇円

令和〇年〇月〇日

県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
一般財団法人〇〇会  
設立時代表理事 〇〇〇〇

(注) 取引明細表や預金通帳の写し(口座名義人が判明する部分を含む。)を合わせてとじます。  
添付した取引明細表や預金通帳の写しの入金又は振込に関する部分にマーカー又は下線を  
付すなど、払い込まれた金額が分かるようにしてください。

## 設立者の決議書

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任並びに  
主たる事務所（及び従たる事務所）所在場所の決定に関する決議書

令和〇年〇月〇日、一般財団法人〇〇会創立事務所において、設立者全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事並びに主たる事務所（及び従たる事務所）について次のとおり選任及び決定をした。

設立時評議員	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
設立時理事	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇
設立時監事	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇

主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
(従たる事務所) 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

上記決定事項を証するため、設立者全員は、次のとおり記名する。

(注) 設立と同時に従たる事務所を設置する場合には、主たる事務所の所在場所に倣って従たる事務所の所在場所を決定する必要があります。

令和〇年〇月〇日

一般財団法人〇〇会  
設立者 〇〇〇〇  
設立者 〇〇〇〇  
設立者 〇〇〇〇

## 設立時代表理事の選定に関する書面

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

### 設立時代表理事選定書

令和○年○月○日、一般財団法人○○会創立事務所において、設立時理事全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時代表理事を選定した。

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。

設立時代表理事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○

上記決定事項を証するため、設立時理事の全員（又は出席した設立時理事）は、次のとおり記名押印する。

令和○年○月○日

一般財団法人○○会

設立時理事 ○○○○ 印

設立時理事 ○○○○ 印

設立時理事 ○○○○ 印

(注) 席上で設立時代表理事が就任を承諾し、その旨の記載が選定書にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。ただし、設立時代表理事が本選定書に、市町村に登録した印鑑を押した場合に限ります。（一般財団法人の場合、設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑について、市町村長が作成した印鑑証明書を添付する必要があります。）

この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時代表理事選定書の記載を援用する。」等と記載してください。

## 設立時理事の就任承諾書の例

### 就 任 承 諾 書

私は、令和○年○月○日、貴法人の設立時理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号  
○○○○

一般財団法人○○会 御中

- (注) 1 設立時監事、設立時評議員についても同様に作成します。  
2 一般財団法人の場合、設立時理事、設立時監事及び設立時評議員の就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付する必要があります。ただし、登記の申請書に当該設立時理事の印鑑証明書が添付される場合を除きます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

## 設立時代表理事の就任承諾書の例

### 就 任 承 諾 書

私は、令和○年○月○日、貴法人の設立時代表理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号  
○○○○ (印)

一般財団法人○○会 御中

- (注) 一般財団法人の場合、設立時代表理事の就任承諾書には、市町村に登録した印鑑を押し、当該印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付する必要があります。

## 委任状の例

### 委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号  
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当法人の設立登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号  
一般財団法人○○会  
設立時代表理事 ○○ 印 (注2)

- (注) 1 原本の還付を請求する場合に記載します。  
2 当該代表理事が法務局に提出する印鑑を押します。